

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、「熱技術を核として新しい価値を創造し、これを通じて社会に貢献するとともに企業の繁栄と社員の幸福を実現する」との経営理念で、株主、顧客をはじめとする様々なステークホルダーから評価・信頼される事業活動を行い、継続的に企業価値を高めていくことを経営の基本方針としております。

この基本方針に則り、コーポレート・ガバナンスを充実し、経営の透明性を高め、適法性を確保し、経営効率の向上に努めています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使、招集通知の英訳】

現状の当社株主における海外投資家の比率は相対的に低く、議決権の電子行使や招集通知の英訳は、早急の対応が必要な事項とは認識しておりませんが、今後については、海外投資家の比率等を勘案しながら、判断してまいります。

なお、海外投資家に会社概況を理解して頂くべく、英文の「報告書(アニュアルレポート)」を当社ホームページに掲載しております。

【原則4-8、補充原則4-8-1および4-8-2 独立社外取締役の有効な活用】

現在、独立社外取締役の選任は1名に留まっておりますが、社外取締役に期待される社外からの経営監督機能には、当社の事業内容についての十分な知識と経験が求められるところから、かかる資質及び経験を備えた人材を複数名確保するに至っていないのが、主な理由です。

今後につきましても、独立社外取締役の2名以上の選任に向け、適切な独立社外取締役候補者の確保に努めてまいります。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性についての分析・評価】

取締役会全体の実効性を評価する具体的な枠組みの重要性については認識しており、今後、取締役会において、その分析方法および評価基準の検討を行っていきたいと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

(政策保有に関する方針)

当社の企業価値は、高度な研究開発力を活かした独自の熱技術や、高品質な商品開発力、さらに内外の顧客の幅広いニーズに対する機敏な対応力にあり、これらを支える様々な取引先との協力関係が不可欠と考えております。

このため、当社は事業戦略や重要な取引先との協力関係を総合的に勘案し、中長期的な視点に立ち、政策保有株式を保有しております。

(政策保有のねらい・合理性)

保有継続の是非につきましては、個々の企業ごとに、取引内容に応じて、中長期的な経済合理性や将来の見通しを総合的に勘案し、検証しております。

(議決権行使に関する基本方針)

議決権の行使については、定型的・短期的な基準で画一的に賛否を判断するのではなく、当該企業の経営方針・戦略等を理解したうえで、中長期的に企業価値向上、株主還元向上に繋がるかどうか等の視点に立ち、個々の議案ごとに判断を行っております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、役員との利益相反取引について、取締役会規定に基づき、取締役会での承認・報告等、会社法に定められた手続きを遵守しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(経営理念、コーポレートガバナンスに関する考え方・基本方針)

当社は「熱技術を核として新しい価値を創造し、これを通じて社会に貢献するとともに企業の繁栄と社員の幸福を実現する」との経営理念を、1986年10月に制定し、株主、顧客をはじめとする様々なステークホルダーから評価・信頼される事業活動を行い、継続的に企業価値を高めていくことを経営の基本方針としております。

この基本方針に則り、コーポレートガバナンスを充実し、経営の透明性を高め、適法性を確保し、経営効率の向上に努めております。

(経営戦略、経営計画)

「新技術・新商品の市場投入」、「既存事業領域のシェアアップ」、「海外営業基盤の拡大」を中期事業戦略として、2015年度を初年度とする3年後の「新経営ビジョン2017」を策定し、中長期的に成長を続けられる強固な経営基盤の確立を目指しております。

(経営陣幹部・取締役の報酬)

経営陣幹部、役員の報酬は期間業績の反映ならびに企業価値創造の対価として、当社業績、経済情勢等を考慮して決定しております。

(経営陣幹部の選任および取締役・監査役候補者の指名)

経営陣幹部の選任および取締役・監査役候補者の指名については、当社業績及び企業価値の向上に対する貢献度、また、豊富な経験、高い見識、高度な専門性等を総合的に考慮し、取締役会で決定しております。

(個々の指名についての説明)

取締役・監査役候補者の指名については、「株主総会招集ご通知」参考書類に個人別の経歴を示しております。

社外役員については、個々の指名理由を「株主総会招集ご通知」参考書類ならびに本報告書の「2.1【取締役関係】会社との関係(2)」および「2.1【監査役関係】会社との関係(2)」に記載しております。

【補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務】

取締役会は「取締役会規則」において自己の決議事項を定めるとともに、全社的な観点から各部門の評価及び経営資源の配分等に対する迅速な意思決定と監督に専念する体制としております。
また、執行役員制度の採用により、取締役と執行役員の職務を明確にし、必要な権限を委譲して意思決定のスピードアップと責任の明確化を図っております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準および資質】

社外取締役候補者の独立性については、会社法上の要件に加え、東京証券取引所の定める独立性の要件を参考とするとともに、豊富な経験、幅広い知見に基づく客観的かつ適切な監督といった機能及び役割を重視し、一般株主と利益相反が生じるおそれが無い事を、基本的な考えとしております。

【補充原則4-11-1 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方】

当社の取締役会は総数6名で、経営全般、管理関係、営業関係、生産技術関係に加え、豊富な企業経営経験を持つ社外取締役を含め、高い見識、豊富な経験、高度な専門性等を総合的に勘案し構成されております。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の他の上場会社の役員との兼任状況】

取締役・監査役の主要な役員兼任状況については、「株主総会招集ご通知」の事業報告にある「会社役員に関する事項」および参考書類において、記載しております。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニング】

当社では、取締役・監査役に対し、期待される役割や責務を果たすために必要とされる資質・知識の修得の為、社内外講師による講習会や外部セミナー等、継続的に研修の機会を設けています。
また、新任社外役員については、会社概要、企業理念、当社を取巻く経営環境、コーポレートガバナンス等に関する研修を、就任後に実施しております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

(1) 基本的な考え方

当社は、株主・投資家の皆様に適時適切な会社情報を開示することを基本姿勢とし、金融商品取引法やその他関連法令及び証券取引所の諸規定に則り、正確で公平な情報開示を行っております。

(2) IR体制

株主・投資家の皆様との対話については、業務本部担当役員が統括し、業務本部内に担当者を配置しております。

(3) 対話の方法

株主・投資家の皆様には、四半期ごとの決算発表後、当社ホームページに遅滞無く開示情報を掲載しております。
また、株主・投資家の皆様との対話に際しては、社内規則「内部情報管理および内部者取引規制に関する規則」に則りインサイダー情報を適切に管理しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
第一生命保険株式会社	4,641,000	5.95
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,375,000	5.60
株式会社りそな銀行	3,856,000	4.94
株式会社みずほ銀行	3,785,024	4.85
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,713,000	3.47
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー505041	2,150,000	2.75
中外炉工業関連企業持株会	2,072,697	2.65
三菱商事株式会社	1,795,040	2.30
株式会社銭高組	1,750,901	2.24
日本生命保険相互会社	1,496,526	1.91

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第一部

決算期

3 月

業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
野村 正朗	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
野村 正朗	○	朝日放送株式会社社外監査役	元新日本理化学株式会社取締役会長であり、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を生かした経営全般の監視と有効な助言を期待して、社外取締役に選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査役は、内部監査部門である内部監査室から監査計画や監査の実施状況などにつき、定期的に詳細な報告を受け、相互に意見交換を行うなど緊密な連携体制を構築しております。また、会計監査人から監査計画、監査事項の内容や結果等の報告を受けるとともに、必要に応じて適宜情報の提供、交換を実施し、相互に効率的かつ効果的な監査が行えるよう努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
碩 省三	弁護士										○			
ポール・チェン	学者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
碩 省三	○	弁護士法人御堂筋法律事務所社員 ゼット株式会社社外取締役(監査等委員)	弁護士としての専門的知見および企業法務に関する豊富な経験を当社の監査に活かしていただくため、社外監査役に選任しております。
ポール・チェン	○	——	大学教授としての豊富な学識経験を基にした客観的観点から経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

期間業績を反映し、取締役報酬を決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成27年3月期における当社の取締役および監査役に対する報酬は以下のとおりであります。

取締役 91百万円

監査役 32百万円（うち社外監査役12百万円）

計 123百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は期間業績を反映し、取締役報酬を決定しております。なお、役員の報酬限度額につきましては、平成19年6月28日開催の第65期定時株主総会決議により、取締役「月額27百万円以内」、監査役「月額6百万円以内」とされております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役および社外監査役に対する情報伝達は業務本部秘書が担当し、必要に応じて内部監査部門が補助できる体制を構築しており、随時個別案件ごとに事前の情報提供を行い、課題認識の共有化を図っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は執行役員制度の採用により、取締役と執行役員の職務を明確にし、必要な権限を委譲して意思決定のスピードアップと責任の明確化を図っております。同時に、少人数による取締役会が全社的な観点から各部門の評価及び経営資源の配分等に対する迅速な意思決定と監督に専念する体制としております。従いまして、当社の取締役会は総数6名（うち社外取締役1名）で構成され、経営の基本方針ならびに法令で定められた事項や、その他の経営に関する重要事項を決定するとともに、執行役員ならびに部門責任者による業務執行状況を監督する機関と位置付けております。

当社は監査役3名（うち社外監査役2名）による監査役制度を採用しており、監査役は会社の健全性と社会的信頼を維持する観点から、取締役会や執行役員会などの重要な会議に出席して意見を述べるほか、業務執行各面における適法性、妥当性に関して監査計画に基づいた監査を実施しております。

加えて、組織上独立した内部監査室が各事業部や関係会社の業務執行状況について監査を実施し、評価と提言を行うとともに、監査役に報告することとし、内部統制及び監査役機能の維持・強化に努めております。また、『中外炉工業グループ行動規範』をグループ全役職員に配布し、コンプライアンスや企業倫理の徹底を図っております。さらに、『コンプライアンス相談窓口』を社外に設置し、従業員からの通報ラインも確保しております。

当社は、会計監査人として、京都監査法人と監査契約を締結しており、定期的に監査を受け、会計処理の正確性と透明性の強化に努めております。また、顧問弁護士事務所からは必要に応じてアドバイスを受けております。

なお、平成27年3月期の会計監査業務を執行した公認会計士は、京都監査法人所属の山本眞吾、鍵圭一郎の2名であり、会計監査業務にかかる補助者の構成は、公認会計士4名、その他8名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

経営監督機能の強化と経営の透明性向上のため、社外取締役1名を選任しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様を検討期間を持っていただくため、法定期限より1週間程度前に発送すべく努力しております。
その他	株主総会の招集通知をホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	ホームページには、企業情報コーナーに社長メッセージを掲載しております。加えてIR情報コーナーには、決算短信などの即時開示情報、業績ハイライト、株主様向け報告書、IRカレンダー、株式および配当金情報、よくあるご質問(FAQ)などを掲載しており、今後コンテンツのさらなる充実を図る予定です。	
IRに関する部署(担当者)の設置	業務本部の中にIR担当部署を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「中外炉工業グループ行動規範」において、社会・株主・顧客・取引先・協力先・従業員等各ステークホルダーとの円滑な関係を構築すべく規定しており、ホームページにて公開しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境方針を策定し、環境マネジメントシステムの運用を開始、全社的な活動を展開しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法の規定に基づき、業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会で次のとおり決議し、内部統制システムの充実に努めております。

(1) 取締役(執行役員等を含む：以下同様)及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. コンプライアンス体制の充実及び強化を推進するため、具体的な行動指針を定めた「中外炉工業グループ行動規範」の遵守をすべての取締役及び使用人に徹底し、問題の発生防止に努めます。万一、問題が発生した場合には法令・規則に基づいた厳正かつ公平な基準で処置を行います。

2. 取締役の職務執行については取締役会が監督するとともに、監査役会の定める「監査役監査基準」に従い監査役が監査を行います。使用人の職務執行については、就業規則に則り適正な措置を行うと同時に、執行部門から独立した内部監査室が内部監査を計画的に実施し、法令・定款に不適合となる事態を早期に発見し未然防止に努めます。

3. 法令や企業倫理に反する行為を防止・是正するために、内部通報制度として社外の第三者機関に「コンプライアンス相談窓口」を設け、適切に運用します。

4. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、取引への介入を徹底的に排除するとともに断固たる姿勢で臨み、一切の関係を遮断するという基本的な考え方を「中外炉工業グループ行動規範」に定め、グループ全役職員に周知するとともに遵守の徹底を図ります。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、取締役会規則・稟議規定・企業秘密管理規定等に基づき、保存・管理を行い、必要に応じて監査役、会計監査人等が閲覧・謄写可能な状態で管理しています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の事業運営に伴うリスクの管理については、法令遵守、品質、与信、事故、情報セキュリティ、災害などの個別のリスクに係る担当部署において、過去に直面した事例等を基に、それらの回避方法、対処手順、代替予備手段の準備等により軽減・回避措置を実施します。また、不測の事態が発生した場合は、必要に応じ対策本部を設置するなど迅速な対応を行い、損害の拡大防止に努めます。さらに、内部監査室が、個別のリスク対応の適切性や有効性を検証してリスク管理の実効性を確保いたします。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 重要な経営事項についての審議機関として取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、その審議を経て意思決定を行います。また、取締役会の意思決定の迅速化及び業務執行の監督機能強化を図るため、執行役員制度を採用し、経営の効率化に努めています。

2. 経営計画の策定により業務目標を明確化し、四半期毎の業務執行報告会で進捗状況の検証を行います。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 子会社においても「中外炉工業グループ行動規範」の遵守を徹底し、グループ全体が同等の水準のコンプライアンス経営を実践するよう努めます。また、内部通報制度である「コンプライアンス相談窓口」をグループ全体を対象とした制度として位置付け、適切に運用します。

2. 経営計画には子会社を含むグループ全体計画を網羅し、定期的な確認や報告または意見交換の場を持ち、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するとともに、企業集団における業務の適正を確保します。

3. 内部監査室は子会社の内部監査を実施し、法令・定款違反等の問題があると認めた場合には、直ちに監査役に報告します。

4. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制については、(3)に記載した取組みの中で整備・運用します。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1. 監査役が補助使用人の設置を求めた場合には、当社の使用人から監査役補助者を任命するものとします。監査役補助者の人事課は監査役が行い、監査役補助者の任命解任等については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役からの独立性並びに監査役の指示の実効性を確保することとします。

2. 監査役補助者は業務の執行にかかる役職を兼務しないこととします。

(7) 監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 取締役(取締役会)及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人及びこれらの者から報告を受けた者は、当社及びグループの業務または業績に影響を与える重要な事項について、当社監査役に報告します。また、監査役から報告の要請があった場合には、これらの者は直ちに報告を行います。

2. 監査役は監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するものとします。

3. 監査役は代表取締役と定期的な会合をもち、重要課題について意見交換及び必要な要請を行います。また、会計監査人、内部監査室と定期的な会合をもち、監査の実効性・効率性を確保します。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針

監査役の職務の執行に係る費用の前払、支出した費用及び支出の日以後におけるその利息、負担した債務の債権者に対する弁済について、監査役から請求があった場合には、これを支払又は弁済を行います。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法に基づき、当社及びグループとしての財務報告に係る信頼性を確保するために、代表取締役社長を統括責任者として、基本方針を決定し、必要かつ適切な財務報告に係る内部統制システムを整備・運用します。また、内部統制の有効性については、内部監査室が定期的に検証し、その検証結果を、改善・是正に関する提言とともに、取締役会及び監査役に報告します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、取引への介入を徹底的に排除するとともに断固たる姿勢で臨み、一切の関係を遮断するという基本的な考え方を「中外炉工業グループ行動規範」に定め、グループ全役職員に周知するとともに遵守の徹底を図っています。

また、当社は、警察署や弁護士等の外部専門機関を通じ、情報収集に努めているほか、研修会や定例会にも参加して近隣企業とも連携を深めています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容は次のとおりです。

1 基本方針の内容の概要

(1) 当社の企業価値の源泉

当社は、設立以来、独自の熱技術を有する工業炉の総合メーカーとして、独創的な技術・商品を市場に送り出すことにより、産業界の発展に貢献してまいりました。当社の企業価値は、高度な研究開発力、熱技術を活かした高品質な商品開発力、エンジニアリングと製造技術が一体となった事業運営体制、さらには顧客ニーズに機敏な営業推進体制にあると考えており、これらを支える人材や取引先との関係が、当社の企業価値を生み出す基盤となっております。そのため、当社では、長期的な視野に立った人材の育成や技術の承継に注力するとともに、あらゆる業務プロセスの生産性を高めることで、顧客との信頼関係を構築してまいりました。このような、長年にわたり築いてきた人的・技術的資源と、顧客・取引先・従業員及び地域社会等の様々なステークホルダーとの良好な信頼関係こそが、当社の企業価値の源泉であります。

(2) 基本方針

当社としては、当社の財務及び事業の方針を決定する者は、当社の財務及び事業の内容や、上記(1)の当社の企業価値の源泉を十分に理解し、企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、より向上させていくことを可能とする者であると考えています。もっとも、当社としても、会社を支配する者の在り方は、最終的には、株主の皆様全体の意思に基づき決定されるべきものであると考えています。しかしながら、わが国の資本市場における株式の大規模買付行為の中には、株主の皆様への買付の目的や内容、買付後の経営戦略などについての十分な情報開示がなされず、又は十分な検討時間が与えられないもの等、株主の皆様との共同の利益を毀損するものもあります。このような大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えております。

2 基本方針を実現するための当社における取組みの概要

当社は、上記1(1)の当社の企業価値の源泉を活かして、企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益をより一層向上させ、基本方針を実現するために、2015年度を初年度とする3年後の新経営ビジョン2017を策定し、いかなる経営環境においても市場の変化を的確に捉え、中長期的に成長を続けられる強固な経営基盤の確立を目指しております。

なお、当社が取り組んでおります具体的な内容は、概略、次のとおりです。

ア 生産設備関連の国内市場が縮小するなか、新たにタイ、インドネシアに拠点を設置することにより、海外案件への対応力の飛躍的な向上を図り、主力の鉄鋼、自動車、機械、化学などの分野において、アジア新興国市場からの設備需要を積極的に取り込み、安定した収益を確保してまいります。

イ 省エネルギー、CO2削減などを主眼とした既存の事業領域における商品開発だけでなく、太陽光発電などの再生可能エネルギー分野やバイオエタノールなどの環境関連分野をはじめ、幅広い応用が期待されている有機ELなど今後も注目を集める様々な新事業領域においては、革新的な新技術を提案することにより、顧客に新たな付加価値を創出して受注を増やし、収益の拡大を目指してまいります。

ウ さらに品質・価格・納期面から採算性を見直しを徹底するとともに、飛躍的に生産性を向上させて、質の高い設備を安価に短納期で提供することにより、商品競争力の格段の強化を実現してまいります。

当社は、引き続き以上の取り組みを推進・実行していくことにより、株主の皆様や顧客、取引先、従業員および地域社会等の様々なステークホルダーとの間で、長年にわたる良好な関係を更に発展させ、企業価値の源泉となる信頼関係をより強化してまいります。

3 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(本プラン)の概要

(1) 本プラン採用の目的

上記1の「基本方針の内容の概要」において述べたとおり、当社株主の皆様が、大規模買付提案を受け入れるかどうかを判断するためには、大規模買付行為が行われる際に大規模買付者から当該大規模買付行為の内容、目的、将来にわたる経営戦略等、株主の皆様が大規模買付行為を受け入れるか否かを判断するのに必要な情報及び判断のための十分な時間が提供される必要があります。

当社は、企業価値及び株主の皆様との共同の利益の確保のため、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、大規模買付行為及びその提案がなされた場合におけるルールを以下のとおり策定いたしました。

(2) 本プランの概要

(詳細につきましては、弊社ウェブサイト(<http://www.chugai.co.jp>)をご覧ください。)

ア 本プランの対象となる大規模買付行為

特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等(注)の買付等の行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付等の行為を対象とします。

(注)「株式等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

イ 独立委員会の設置

当社は、当社取締役会が恣意的な判断を行うことを防止するため、当社社外監査役及び社外有識者の中から選任された委員により構成される独立委員会を設置いたしました。

独立委員会は、大規模買付者から提供される情報が、本プランに照らして十分か否かの判断、大規模買付者が本プランを遵守したか否かの判断及び対抗措置の発動の可否について、当社取締役会に助言・勧告を行い、当社取締役会は、独立委員会の助言・勧告を最大限尊重するものとします。

ウ 大規模買付者からの情報の提供

(ア) 大規模買付者は、大規模買付行為に先立ち、本プランに基づいた手続により、当該買付行為を行う旨の誓約文言等が記載された「意向表明書」を、当社に対して提出するものとします。

(イ) 当社取締役会は、上記「意向表明書」を受領した日から10営業日以内に、当該買付行為の内容を検討するのに必要な情報のリストを、当該大規模買付者に交付します。

(ウ) 当該大規模買付者は、当社取締役会が定める回答期限までに、当該必要情報を、当社の定める書式で提出するものとします。

エ 当社取締役会による評価・検討

当社取締役会は、大規模買付者が必要かつ十分な情報の提供を行ったと判断できる場合には、その旨開示し、その日から最大60日(対価を現金(円貨)のみとする公開買付の場合)又は90日(その他の方法による大規模買付行為の場合)が経過するまでの期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)、大規模買付者の提案に関する評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案及び対抗措置の発動の可否の判断を行います。

大規模買付者は、取締役会評価期間が経過するまで、大規模買付行為を開始することができないものとします。

なお、当社取締役会は、取締役会評価期間を延長する必要があると合理的に判断される場合には、取締役会評価期間を最大30日間延長することができるものとします。

オ 独立委員会による助言・勧告

当社取締役会は、大規模買付者から意向表明書の提出がなされた後、遅滞なく、独立委員会に対して、大規模買付行為の提案があった事実を通知するとともに、大規模買付者から必要情報の提供を受けた場合にも、当該必要情報を独立委員会に提出します。独立委員会は、取締役会評価期間中、当該必要情報を分析評価し、大規模買付行為に対し、一定の対抗措置の発動をすべきか否かにつき、当社取締役会に対して助言・勧告を行うものとし、当社取締役会は、独立委員会の助言・勧告を最大限尊重します。

カ 大規模買付行為がなされた場合の対応

(ア)大規模買付者が本プランを遵守しない場合

当社取締役会は、必要性及び相当性を勘案し、独立委員会の助言・勧告を受けた上で、当該買付行為への対抗措置をとることがあります。対抗措置として、現時点では、新株予約権の株主無償割当てを予定しています(ただし、当該方法に限られるものではありません。))。

(イ)大規模買付者が本プランを遵守した場合

当社取締役会は、当該買付行為に対する反対意見の表明や代替案の提示等により、株主の皆様当該買付行為に応じないように説得するに努め、原則として対抗措置はとりません。

ただし、当該大規模買付行為が、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと、当社取締役会が判断した場合は、例外的に独立委員会による助言・勧告を受けた上で、一定の対抗措置をとることがあります。

(ウ)当社取締役会は、対抗措置発動の決定を行った場合、当該決議の内容その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報を開示します。

4 基本方針を実現するための当社における取組みに関する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

当社の中期経営ビジョンは、基本方針に基づいて作成され、当該経営計画を実行することにより、当社の企業価値が向上いたします。したがって、基本方針を実現するための当社における取組みは、基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を高めるものと考えます。

5 本プランに関する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

当社取締役会は、次の理由から、本プランが、基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものでなく、当社役員の地位を維持することを目的とするものではないと判断しています。

(1)買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則(a.企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、b.事前開示・株主意思の原則、c.必要性・相当性の原則)を完全に充足しています。また、本プランは、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されているものです。

(2)株主共同の利益の確保・向上の目的に資すること

本プランは、株主の皆様が、大規模買付行為を受け入れるか否かを適切に判断するために必要な情報や時間を確保し、かつ当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付者が従うべき手続、並びに当社が発動しうる対抗措置の内容及び発動条件をあらかじめ定めるものであり、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上に資するものです。

(3)株主意思を反映するものであること

平成26年6月25日開催の当社第72期定時株主総会において、本プランを採用することについて、株主の皆様承認していただいております。また、本プランの有効期間は、平成28年6月開催予定の当社第74期定時株主総会終結のときまでであり、再度当該総会において株主の皆様本プランの採用の可否についてご決議いただく予定としております。

したがって、本プランの採用、継続及び廃止には、株主の皆様のご意思が反映される仕組みとなっております。

(4)独立性の高い社外者の判断の尊重

当社は、本プランの導入に当たり、上記3(2)イで述べたとおり、独立委員会を設置し、当社取締役会が、恣意的に本プランを運用することがないように、厳しく監視するとともに、独立委員会の判断の概要について株主の皆様へ情報開示することとされており、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に適うように本プランの運用が行われる仕組みが確保されています。

(5)取締役会の判断の客観性・合理性の確保

本プランでは、上記3(2)で述べたとおり、対抗措置の発動に関して、合理的かつ詳細な客観的要件及び手続が設定されており、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みを確保しています。

(6)デッドハンド型買収防衛策でないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会において、過半数の決議により廃止することができます。したがって、デッドハンド型買収防衛策(取締役の過半数を交代させても、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

なお、当社においては、取締役の任期を2年としておりますが、期差選任制ではありません。また、取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするなど決議要件の加重を行っておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

当社は、投資者に適時適切な会社情報を開示することを基本姿勢とし、金融商品取引法やその他関連法令及び証券取引所の諸規定に則り、正確で公平な情報開示を行っております。

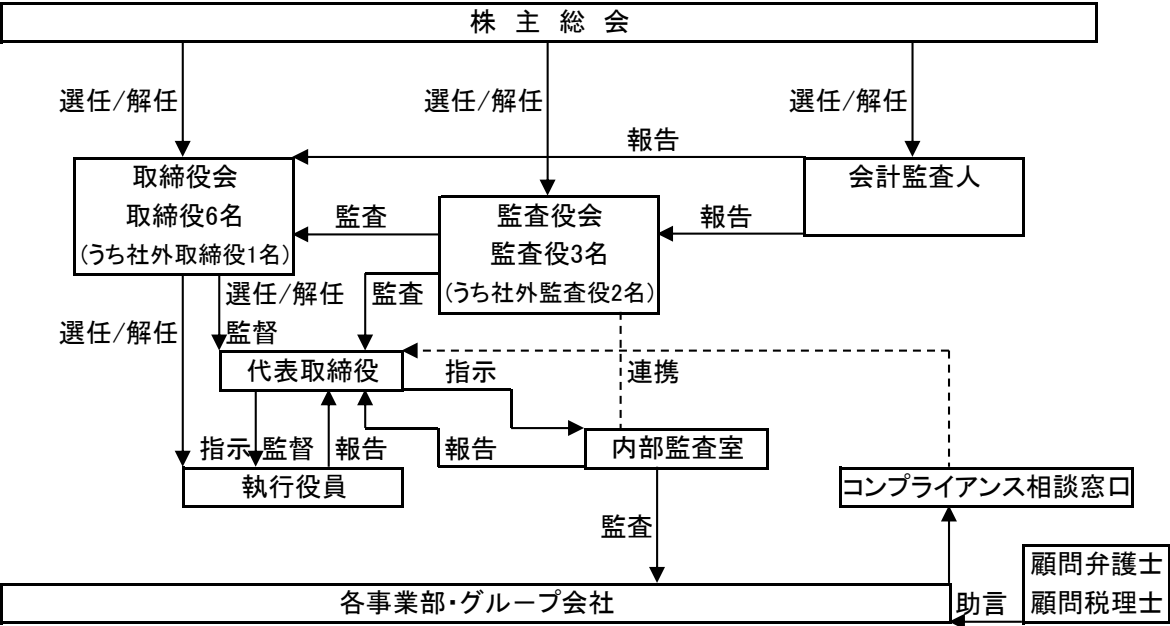
1. 会社情報の適時開示に係わる情報取扱責任者は業務本部担当役員とし、当社及び子会社に係る重要な情報は、業務本部担当役員に報告される体制としております。

2. 各部門長や子会社代表者は、迅速な情報収集と正確な情報判断に努めております。

3. 情報取扱責任者は、収集された情報が証券取引所の適時開示規則で定められた開示基準に適合するかどうかを判断し、取締役会承認等の手続きを経た上で会社情報の適時開示を行うこととしております。

4. 情報開示は、株式会社東京証券取引所のTDnetを用いて行い、必要な場合は東京・大阪各証券取引所内の記者クラブへ資料配布すると共に、当社ホームページにも遅滞なく掲載しております。

【参考資料：模式図】



【参考資料：適時開示体制の概要(模式図)】

